

京都市告示第 7 6 8号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定に基づき指定した（令和 5 年 1 0 月 3 1 日付京都市告示第 3 9 8 号）以下に掲げる建造物を、歴史的風致形成建造物に追加指定しましたので、告示します。

令和 8 年 3 月 3 1 日

京都市長 松 井 孝 治

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
嶋臺	京都市中京区御池通東洞院西入仲保利町 191 番 1 京都市中京区東洞院通押小路下る船屋町 423 番、423 番 1

(都市計画局都市景観部景観政策課)